

都市行政調査・研修報告

日本共産党帯広市議会議員団

杉野 智美

播磨 和宏

大平 亮介

調査：2025年 7月25日（金）、28日（月）

研修：2025年 7月26日（土）～27日（日）

○調査項目

1 長野県飯田市

「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例について」「おひさま進歩エネルギー（株）の取組みについて」

2 神奈川県秦野市

「はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」の取組みについて」

○研修項目

1 第67回自治体学校 in 東京

【調査項目】長野県飯田市「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例について」

播磨 和宏



7月25日、長野県飯田市の「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」について調査を行った。

25年前に「環境文化都市」宣言を行った飯田市。環境対策が文化になるようにと、様々な取組みを行っている。特徴的なのが、昭和の大合併前の自治体区割で設置している公民館を中心とした地域づくりが活発なことで、その地域づくりと環境施策が一体となって促進が図られている。



特に力を入れてきた施策は、〇〇×ゼロカーボンとして、政策のかけ合わせを行ってきたことである。ゴミの減量×ゼロカーボンの取組みでは、ゴミ袋の代金を証紙として太陽光発電の財源にするなど、具体的に行っている。

1997年4月に施行された環境基本条例で持続可能性を盛り込み、2007年3月の都市宣言で環境“配慮”から“優先”へさらに取組みを強化。地域環境権条例では、住民自治と結びつけて、エネルギー自治の仕組みを構築している。

具体的には、地域に対してエネルギーの活用権を市がバックアップすることで、水利権などの課題を解決していき、災害時対応にもなる地域マイクログリッドを構築した地域もできている。

今後、卒FITでの考え方としてスキームを考えていくことを課題としている。

○所感

元々、地域自治が盛んであるという土台があるものの、環境地区懇談会などを通して、市と地域住民が一体となって環境対策に臨んでいる姿勢が感じられた。地域資源を生かしながら、様々な施策とゼロカーボンを組み合わせた取組みは、これからの事業展開にも先行例として活用できるもので、今後の市政への提案にも活かしていきたいと感じた。

【調査項目】長野県飯田市「おひさま進歩エネルギー（株）の取組みについて」

播磨 和宏



7月25日、長野県飯田市の「おひさま進歩エネルギー」について調査を行った。

NPO法人「南信州おひさま進歩」でのBDF活用からスタートし、2004年12月に有限会社化、住民出資太陽光などを中心に事業を展開している。現在では飯田市を中心に4市町村と協定を結び、電力供給も行っている。

特に特徴的なのは飯田市との売買電契約を結び、「南信州おひさまファンド」を通して公共施設38施設へ太陽光を設置。22円/kWhで市が買い取りを行っており、もし公共施設の移転があっても配慮がされる形で行われていることである。また、民間企業に対しては、おひさまゼロ円システム（おひさま進歩グリッド）を通し、所有も会社でありながら負担をなくし、10年経過すると譲渡も行われるなど、太陽光の普及に大きく貢献している。

さらに、事業展開で売買電を行うだけではなく、環境問題に対する意識を高めるために、飯田自然エネルギー大学も運営。全国から参加者が集まり、今年で5期目になっている。卒業者は全国各地で環境配慮型の自然エネルギー活用にも関わっている方が多く、日本中に効果が波及している。また、自然エネルギーに取り組む自治体支援も行っており、経験を活かした自然エネルギー活用の先頭を切る取組みを続けている。

○所感

発電事業だけではなく、自治体と協力しながら経験を共有し、さらに地域での環境意識を高める取組みは、今後の地域での自然エネルギー活用には極めて重要なやり方だと感じた。このような企業が増えることで、地域の関心向上、利活用の推進、雇用の創出など様々な利点が生まれることにもなり、帯広にも必要な考え方ではないかと感じた。

【調査項目】

神奈川県秦野市 「はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」の取組みについて」

1 視察日

2025年7月28日（月）

2 視察先

神奈川県秦野市

はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」

3 視察内容

（1）秦野市の概要

秦野市は神奈川県西部に位置する人口約16万人の都市で、神奈川県内で唯一の盆地という地理的特徴を持つ。豊かな地下水資源があり、環境省の名水百選にも選ばれるなど、自然環境に恵まれている。江戸時代にはタバコ産業で発展した歴史があり、現在は「桜の町」として観光や文化を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

一方で、全国的な人口減少・高齢化の波を受け、社会構造の変化に対応する課題を抱えている。

（2）「きゃっち。」設立の背景と3つの目標

平成27年度、生活困窮者自立支援法の施行を受け、秦野市は包括的な相談支援拠点として「地域福祉総合相談センター（愛称：きゃっち。）」を設置。名称「きゃっち。」は、「困りごとを受け止める」という意味が込められており、「一人で抱え込む前に受け止める」ことを目標にしている。

設立時に職員が話し合っ3つの目標を設定

- ① SOSが出せる地域づくり
- ② 福祉制度の狭間の解消
- ③ 支援の総合化

(3) 運営体制と事業内容

きゃっち。は秦野市社会福祉協議会が運営主体であり、以下の事業を実施している。

自立相談支援事業：生活困窮者やその予備群への包括的相談対応

就労準備支援事業：社会参加に不安を抱える人への段階的就労準備

家計改善支援事業：家計簿指導、収支見直し

被保護者就労準備支援：生活保護受給者の自立支援

権利擁護支援：成年後見制度活用のサポート

事業の特徴は、単に制度を紹介するだけでなく、食料支援や緊急貸付、光熱費の支払い補助など、緊急時の生活支援にも柔軟に対応している点である。

(4) 対象者と課題の変化

以前は、一人暮らしの高齢者が相談の中心であったが、近年は40～50代の単身女性や非正規雇用者、若年層の相談が増えている。背景には、非正規雇用の不安定さ、病気や介護による就労困難、そして家族や地域とのつながりの希薄化がある。また、生活保護基準を満たさない「制度の狭間」の人々への支援が大きな課題となっている。

(5) 特徴的な取組み

① アウトリーチ型支援

従来の「待つ支援」から「動く支援」への転換を重視。空き店舗や地域拠点を活用し、月1回の出張相談会を実施。気軽に立ち寄れる雰囲気大切に、「つながるきっかけ」を提供。

② たすけ合い給付金事業

事業開始のきっかけは、修学旅行に行けなかった子どもがいたこと。修学旅行費は積立金があるものの、修学旅行費やランドセル購入など、子どもの教育・体験機会を確保するための支援を実施。学用品や部活動費にも個々の状況を聞き取り、柔軟に対応。財源は社会福祉法人の23法人の拠出金や自主財源であり、制度の枠にとらわれない対応を可能としている。

③ 緊急支援

食料や生活必需品の現物支給、緊急小口資金の貸付、家賃や光熱費の立替支援などを提供。

④ネットワークづくり

民生委員、地域団体、学校、企業と連携。SNSで情報発信し、「困ったらきゃっち。」という認知度向上を図っている。



(6) 現場職員の声と課題

- ・「一人で抱え込む前にきゃっち。が受け止める」ことを目指している
- ・実績件数を追うのではなく、相談しやすい環境づくりを重視

4 質疑応答

Q. たすけ合い給付金事業の内容は？

A. 就学費用や生活費を支援する制度。

- ・パッケージではなく、必要なものを個別に対応
- ・原則 10 万円、必要に応じて最大 20 万円まで支給可
- ・対象は、生活困窮世帯（生活保護受給者に限らない）
- ・制服や部活動のユニフォーム、かばん等の購入支援も可能



Q. 学校との連携は？

A. 教育委員会を通じて新任研修で制度周知を実施。

家計状況までは学校で把握できないため、潜在的ニーズ掘り起こしが課題。

Q. たすけ合い給付金の財源と協力体制は？

A. 市内 23 の社会福祉法人が積立金を活用。

- ・年数回の会議で情報共有
- ・相談員を各施設に配置し、地域課題に対応

Q. 家計改善支援と成年後見制度の関係は？

A. 家計改善支援では通帳管理や支出管理も支援可能。

- ・判断能力が低下している場合は、安心センターや成年後見制度への移行を検討
- ・安心センターとの連携を通じて継続支援

Q. エンディング支援事業（はだのエンディング応援事業）について。

- A. 孤立死防止を目的に、葬儀や遺品整理をサポート。
- ・ 月 1 回の見守り電話や半年に 1 回の訪問を実施
 - ・ 本人希望に基づき事前契約を行う仕組み。現在 5 名が登録

Q. フードバンク事業の状況は？

- A. 令和 3 年開始。
- ・ 支援物資は寄付や企業協力で確保
 - ・ 小学校区単位で「複数拠点」を整備

【研修項目】

ともに学ぶ 地方自治が切りひらく 平和で豊かな社会
みんなが先生 みんなが生徒

第 67 回自治体学校 in 東京

日程 2025 年 7 月 26 日、27 日

会場 日本教育会館一ツ橋ホール

明治大学駿河台キャンパスリバティタワー

主催 第 67 回自治体学校実行委員会

【全体会】

1 基調講演「地方自治と地域 この 1 年から考える」



中山徹氏（自治体問題研究所理事長・奈良女子大学名誉教授）

2015 年の安保法制以降、急速に「戦争できる国」へと進んでいる。従来政府の公式見解では、憲法 9 条があるから集団的自衛権の行使はできないとされてきたが、安保法制により一定の条件でこれが認められると解釈され、戦後の日本にとって大きな転換点になっている。

安保法制の実質化が図られたのは、2022 年の安保三文書の策定で、その一つが敵基地攻撃能力の保有である。「敵基地」の定義はあいまいで、軍事基地だけでなく、相手国の政府機関も含まれる。防衛予算の国民総生産比 2 % への増額も明記された。

安保法制以降、南西諸島を中心に自衛隊基地の建設、ミサイル部隊の配備、オスプレイの配備、また民間企業も誘致した複合防衛拠点化の計画が進み、すでに 2025 年度予算で 1 兆円以上の整備費がついている。

また、「特定利用空港・港湾」の指定が全国で進み、2021 年に制定されたと土地利用規制法では、防衛上の理由から防衛施設周辺から 1 キロが注視区域・特別注視区域に指定され、土地や建物の利用状況が調査される。自衛隊に対する機能阻害行為には勧告・命令が発動され、所有権移転には事前届け出が必要など、自治体が決定する従来の都市計画とは異なり、内閣総理大臣に権限があるものである。

自衛隊は 2025 年 3 月に統合作戦司令部を設置し、米軍と自衛隊の一体化が進んでいる。また、特定秘密保護法（2013 年）や経済安保情報保護法（2024 年）により、

国民の情報監視が強化されている。さらに地方自治法の改定（2024年）で国が自治体に指示を出す権限が明記され、国と地方の対等平等の関係が揺らいでいる。

では、地方自治体は一体今、何をすべきなのか。

自治体にとって重要なのは、国の政策から地域の市民生活を守るという視点だ。かつて公害から市民の命を守ることを政策にかかげた自治体が、国の公害行政を上回る施策で地域住民の命と健康を守った歴史がある。

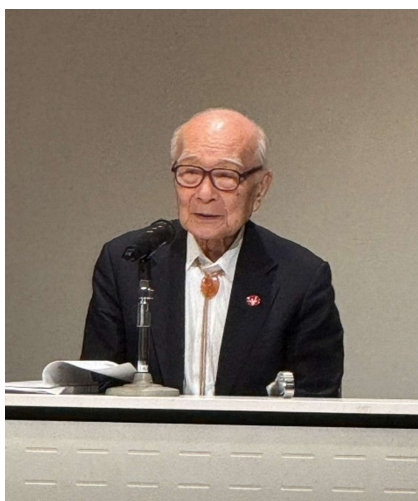
自治体が協力しなければ戦争ができる国づくりは進まないのだ。自治体がそういう役割を認識でき、市民と連携して踏ん張れば、日本が再び戦争に突き進んでいくことを防げる防波堤になれる。

【感想】

戦争ができる国づくりがあらゆる角度から進んでいる現状が、大きなうねりとなって、暮らしを脅かしていることにあらためて脅威を感じた。

希望は、「自治体こそ、国の政策から、地域と市民生活を守る役割をもつ」との指摘だ。平和と暮らし、人権を尊重する地方自治体の役割を果たすことができるよう、市民と連携して市に求めていきたい。

2 記念講演「被爆80年、核兵器のない世界の実現をめざして」



田中熙巳氏（日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）代表委員）

1932年生まれの93歳。1945年8月9日、中学1年生の時、移住先の長崎市で爆心地から3.2キロの地点で原爆被爆。被爆者運動に関り、日本被団協代表委員。2024年、日本被団協がノーベル平和賞を受賞。同年12月10日、ノルウェーの首都オスロで開かれた授賞式で受賞演説を行った。

ノーベル平和賞は何度も候補に挙がってきたが受賞できないでいた。ノーベルさんは母国に平和のことを考えてほしくて、平和賞だけはノルウェーが考えることを望んだ。NATO加盟国であるノルウェーが米国に遠慮し、受賞は難しいと思っていた。しかし、ついに日本被団協を受賞対象としたのは、核兵器を使ってはいけないという道義的規範を築き上げ、80年間どこにも使わせなかった運動と被団協に、今日の情勢に対する危機感からの受賞だと、推薦の

言葉にある。全く期待していなかったのが高校生が受賞するものと思い、待機しているのに付き合うつもりがまさかの受賞で驚いた。

被爆者の平均年齢は86～7歳。私たちが体験したことを今伝えなければならぬ。

軍国少年だった。長崎で被爆し、5人の血縁者が一度に亡くなった悲劇を経て絶対に戦争はだめだ、こんな武器は使ってはならないと思い、核廃絶に生涯をかけることになった。

国際法は、市民を巻き添えにしてはならない、核兵器は絶対に使ってはならないと明記された。戦闘が続くウクライナでも核が使用される恐れがあるとされているが、一つでも核兵器が使われたなら同じ情景をまた繰り返すことになる。絶対使ってはならない。

「抑止力」は成り立たないと考える。核兵器は使ってはならないもの。持って使わないのが「抑止力」というが、戦争になれば偉い人は戦争の中にいないから、抑止力などで制御できなくなる。

被爆から日本被団協ができるまで10年以上経っているのは、占領軍が被爆の体験を言ってもいけない、書いてもいけないと統制してきたからだ。

すべての戦争被害者を国の責任で保障すべき。

【感想】

颯爽と登壇され、よどみなく飄々と講演された。

5人の身内を亡くし、真っ黒こげの死体になった記憶など二度と口にしたくもない生傷をえぐるような証言を重ねてこられたご労苦と、その被爆体験を若い人へひきつがなければならぬという強い思いを受け止めなければならぬ。

3 リレートーク「地域と自治体 最前線」

(1) 「東京のまち壊しーやりたい放題、都民軽視の開発」のテーマで、2つの報告

①「再開発をめぐってーまちづくり運動として考える」

再開発によって更なる超高層建築が計画されているが、生活の質や住環境が向上したと言える事例はない。自由に立ち入れる緑の空間が失われる計画に反対運動が広がった神宮外苑の再開発、板橋区・練馬区を通る「さぶろく四季の道」整備、世田谷区下北沢の「下北線路街プロジェクト」などが紹介された。その上で、市民が

「おかしい」と感じた時に立ち止まり、歴史的な経緯や評価の指標を共有し、市民が主体的に議論できるようにすることが大切。

②「東京臨海部の大規模開発カジノの誘致」

東京都がすすめようとするカジノ誘致の動きを告発。

(2) 「会計年度任用職員の雇い止めとの闘い」

報告者は特別職非常勤職員として入職11年目の、困難女性対応もする福祉事務所の女性相談支援員。5年有期雇用の撤廃を求めて闘い、撤回させた経験を報告。

(3) 「検証と提言 能登半島地震、持続可能な能登に向けた復興の課題」

避難所の入所は解消されたものの、仮設住宅入居者は2万人、復興公営住宅の完成までには5年かかる。世界農業遺産の輪島市の「白米の千枚田」の田植えは4分の1、漁獲高は震災前の半分など、住宅やなりわいの再建がすすまず不安が広がり、人口減少率は能登地域6市町で7.6%、輪島・珠洲漁師は12.7%。地域の持続可能性を高める復興の課題として、①農林水産業を地域の基幹産業として位置付けた施策②地場中小商工業の支援③観光業の支援④医療・介護分野の支援⑤公務の役割の拡充などがあり、地域独自の創造的な施策が求められている。

【感想】

市民のくらしの気づきから、くらしやすく持続できるまちづくりを実現した経験など、大変興味深かった。

大規模開発、民営化推進、基幹産業の衰退など地域の課題を解決するために、地域の歴史やまちづくりの分析、住民との共有が欠かせないと思った。

また、こうした経験の積み上げが、災害被害を克服する力になるということをまちづくりの議論に生かしたい。

【第2分科会「医療保障の充実で人権保障水準を引き上げる」】

大平 亮介

1 講師

講師：長友 薫輝氏（佛教大学准教授）

2 講演テーマ

「医療保障の充実で人権保障水準を引き上げる—住み続けられる地域づくりを目指して」

3 講演の概要

（1）日本の人権保障水準と課題

- ・ 国際的に見て、日本の人権保障は低水準にとどまっている
- ・ 医療、介護においては「受ける側」だけでなく、「提供する側（医療・介護従事者）」の権利保障も不可欠
- ・ 健康権や生存権の保障は、国際社会で確立された基準であり、これを国内でも実現する必要がある

（2）政策動向の現状と問題点

① 医療費削減策の加速

- ・ 自民、公明、維新の三党合意（2025年6月）で、年間4兆円の医療費削減を目標に掲げた
- ・ 高額療養費の自己負担上限引き上げ（選挙後再浮上した）
- ・ 全国11万床の病床削減（一般療養病床56,000床、精神科病床53,000床）
- ・ 病床削減を進める「緊急支援パッケージ」で1床あたり410万円補助

② 薬の保険適用除外

- ・ 一部薬を保険から外し市販薬利用を促進され、総医療費増加のおそれがある

③ 長瀬効果の問題

- ・ 1935年の古い理論に依拠。実効性なし

（3）地域医療構想の再編

- ・ 2027年から2040年に向けた新しい地域医療構想を策定中
- ・ 入院中心から、在宅・医療介護連携を含む総合供給体制へ
- ・ 地域医療は「供給が需要を決定」する分野であり、病床削減は重症化リスクを高めることになる

（4）国民健康保険と生活保護制度の動向

- ・子ども、子育て支援金を医療保険料に上乗せ徴収
- ・国保と生活保護医療扶助の統合構想が進行
- ・国保の財政基盤は弱体化し、最低水準医療への誘導リスク

(5) 講演での重要な指摘

- ・供給体制の維持が医療保障の要である
- ・医療、介護、交通、教育は地域を維持する基盤
- ・医療保障を「成長産業化」する流れに警戒が必要である

(6) 所感

今回の講演を通じ、医療政策の方向性が「財政抑制・産業化」に偏る中で、住民の権利を守るための地方自治体の役割は一層重要になっていると感じた。地域医療構想・病床削減・国保改変は、自治体レベルでの情報収集と早期対応が不可欠である。

4 事例報告

報告1：生活困窮者支援および医療アクセスの現状について

報告者：谷川医師（医師歴27年）

(1) 報告内容の要旨

①支援活動の現状

- ・活動名：「ご飯プラス」
- ・2014年から開始し、現在は毎週開催
- ・食料支援を受ける人は週800人前後、過去最多は852人
- ・当初はホームレス中心。現在は「家がある人」「就労者」「年金受給者」も多数
- ・相談につながる割合は約45%にとどまる

②利用者層の変化と課題

- ・公的医療保険加入者は増加しているが、3割負担が重く受診できない
- ・保険料滞納による資格喪失者も多数
- ・外国籍相談増加（難民申請中・仮放免者）
- ・就労不可、医療保険未加入、生活保護利用不可
- ・妊婦、病人が路上に放置される事例も

③医療アクセスの深刻な問題

- ・ 外国籍患者の医療費は通常の約 10 倍（医療ツーリズム対応料金が適用）
- ・ 埼玉協同病院では、透析治療で月 30 万円の病院持ち出し
- ・ 無料定額診療制度はあるが、要件が厳しく、利用しにくい

④相談・支援につながらない背景

最大の障壁は「自己責任論」

- ・ 役所での嫌な経験
- ・ 貧困ビジネス被害による不信感
- ・ 若年層ほど支援にアクセスしにくい

（２） 谷川医師の提案・指摘

- ①社会の意識改革：現実の共有と権利意識向上
- ②自治体対応の改善：「生活保護は権利」など積極発信、窓口対応改善
- ③地域・医療現場の改革：安心して紹介できる医療機関づくり、拘束防止
- ④相談のハードルを下げる仕組み：情報提供・対話重視

（３） 視察を踏まえた所感

- ・ 食料支援に並ぶ人は困窮層の氷山の一角
- ・ 医療・福祉へのアクセス困難は深刻
- ・ 自己責任論による支援忌避の問題は市レベルでも共通する課題
- ・ 外国籍支援や無料定額診療の制度改善について、国・自治体レベルでの議論が必要

（４） 帯広市への示唆・今後の課題

- ・ 生活困窮者対策の中で「支援につながる仕組み」の強化
- ・ 医療費負担や相談窓口での心理的ハードルを下げる取り組み
- ・ 外国籍住民への医療・福祉支援の検討
- ・ 自治体職員研修における「人権・権利意識」の強化

（５） まとめ

視察で得られた知見を、帯広市の生活困窮者対策や医療連携の強化に活かす必要があり、「自己責任論を乗り越える」視点で、市民に開かれた相談体制を検討すべきである。

報告 2 : 国立市における生活保護行政と健康支援の取組みについて

報告者 : 国立市 福祉部 左川氏

- ・平成 20 年国立市役所入庁
- ・生活保護担当としてケースワーカー、査察指導員、管理職を歴任
- ・保健師との連携や地域福祉推進の中心的役割を担う

(1) 国立市の生活保護行政の特徴と課題

① トップページでの情報発信

国立市では、生活保護に関する情報を市公式ホームページのトップに大きく掲載。コロナ以前から実施しており、「見える化」によるアクセス改善を図っている。

(2) 不祥事を契機とした組織改革

平成 30 年頃に発生した事務手続き上の重大不祥事を教訓に、第三者委員会設置・再発防止策の徹底を実施。「人権重視の姿勢」を行政方針に明確化し、相談体制を強化。

(3) 生活保護の状況

- ・国立市の生活保護世帯は 2024 年度に約 990 世帯でピーク、その後減少傾向（2025 年度現在 : 約 970 世帯）
- ・高齢化や人口規模により、今後の大幅増加は想定しにくい

2 先駆的取組事例

(1) 年末年始の相談会

- ・年末年始に市役所で職員が待機し、生活困窮者からの緊急相談に対応
- ・都庁レベルの相談体制を市単独で実施しており、即時の生活保護適用を可能に

(2) 健康相談会の実施

- ・生活保護受給者の孤独死防止や健康維持を目的に、月 1 回「健康相談会」を開催
- ・市保健師が血圧測定・健康相談を実施し、その場で医療機関予約や受診調整を支援

- ・参加者には軽食・栄養補助食品を提供し、参加促進の工夫を行っている

※事業費は補助金活用や民間団体との連携で確保

3 制度上の課題と国立市の対応

(1) 健康管理支援事業の法定化

- ・頻回受診や重複処方を防ぐためのレセプト分析、指導業務が法定化

- ・委託や会計年度任用職員での実施を国は推奨するが、国立市では正規保健師を配置

- ・医師会・地域医療との信頼関係を重視した対応

(3) 財政面の制約

- ・人件費に対する国の直接補助がなく、自治体財政に負担

- ・ケースワーカーや保健師の確保が難しい現状

3 講演で提示された問題提起

- ・認知症高齢者や事故被害者が身元不明のまま保護対象となるケースで、後日資産発覚時の高額返還請求が発生

- ・病院・行政・国保間の負担調整や制度改善が必要

国は一部「徴収保留」の通知を出したが、医療機関の協力を得るには課題が残る

4 所感・本市への示唆

- ・「適正化＝削減」ではなく、長期的視点での医療・生活支援が重要

- ・相談会や健康相談会など、支援を「見える化」する取組は、市民の安心と信頼につながる

- ・正規職員による専門対応と、民間・地域団体との柔軟な連携が不可欠

- ・本市でも孤独死防止や健康格差是正のため、保健師との連携強化・定期相談会の導入を検討すべき

○助言者…本多滝夫（龍谷大学教授）

はじめに本田滝夫氏が「行政のデジタル化政策の推移」について報告した。

きっかけとなったのは、骨太の方針 2020 における「デジタルニューディール」。行政のデジタル化の遅れを、最優先政策課題として取り組み始めたことにあり、その後のデジタル改革関連法（2021 年 5 月）の成立などを通して、データ連携・プラットフォーム化を政府は進めてきたと説明。そして、そのキーになるのが「マイナンバー&マイナンバーカード」であると指摘した。



2021 年 11 月に開かれたデジタル臨時調査会で 5 つの原則が決定。その中でも①デジタル完結・自動化原則と②アジャイル（起動的な）ガバナンス原則が重要視され、このアジャイルな考え方をあらゆるところに入れていくということが問題だと指摘した。

直近では骨太の方針 2025 において「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ、と定め、様々なところへ AI を活用していく方針を決定。しかし、これらの課題として、標準化・共通化は 5 年間の延長が決められた上、ガバメントクラウドの負担増や中核市市長会からも要請されていること。データの活用と個人情報保護に関しては、システム開発元ごとに程度が異なるため、個人情報保護、著作権の保護の拡散の不安があることなどを指摘した。

他にも情報システム標準化における課題や問題点について、報告があった。

特に今までシステムを担っていた開発元が、現行システムで撤退した事例や、これから撤退する可能性のあるところもあり、持続してサポートが受けられるのかという問題点。さらに移行による業務効率の低下や、2025 年までの標準化にこだわりすぎた結果によって、この負担増が引き起こされているという実態が告発された。

そしてこれから運用していくにあたって、中小規模自治体こそ DX の活用が求められているが、そのための人材が不足しており確保をどうしていくかが大きな今後の課題であると指摘した。

その後の質疑応答では、各自治体の課題や問題点が次々と報告された。

例えば、デジタル利用をどこまで広げることが許されるのか。出張所窓口廃止の計画があり、理事者は「人手不足でやむなし」という、といった報告に対し、本多氏から「減らすならデジタルの効果をしっかりと示す必要がある。DX の効果が見えないのにやるのはおかしい」と助言があるなど、活発な意見交換が行われた。

○所感

政府の一方的な方針で進められている自治体DX。その結果、様々なところでひずみを生み出し、本来の目的や実現できるはずだったものが大きく変容していることが改めて認識できた。標準化によって自治体の独自性も失われ、負担も増えるだけというどこにメリットがあるのかわからない状態について、自治体との議論のなかで更に明確にして、本当に市民のためになる「デジタル化」になるよう知識を高めていきたい。

【分科会6「自治体民営化のゆくえ—『公共』の変質と再生」に参加して】

杉野 智美

自治体民営化に関する分科会では、尾林芳匡弁護士が、水道・公立病院・都市公園・図書館・体育館・学童・保育・公共交通などの公共サービスを企業収益の対象としてきた法制度とその問題点を解説し、議論への問題提起を行った。

尾林氏は、公共部門への資本算入の規制を取り払い推進してきたPFI法、指定管理者制度、地方独立行政法人制度などの法的枠組みについて解説。

民営化すると、利益配当や役員報酬が新たに必要となるため、①人件費は約3分の1に圧縮され、非正規雇用が増加②コスト削減によって住民サービスは低下、などの弊害がもたらされると指摘した。

また、自治体と企業との癒着や、住民の命や安全に関わる事故の増加などの弊害もあげ、「公共部門の民営化は百害あって一利なし」と述べた。

近年増えている都市公園の民営化で、多くの樹木が失われている原因は、剪定コストの削減や、収益施設設備のためのスペース確保にあると説明。

PFI法の度重なる改定によって、国からの資金援助と抱き合わせで民営化が自治体に押し付けられている大きなゆがみがあると告発。企業が収益をあげるための施設の大型化や複合化が、住民の福祉を犠牲に進められているのは深刻な問題だとして、歯止めをかけ、公共性を守り回復する運動を広げる重要性を述べた。

参加者から、愛媛県西予市での公立病院の指定管理者制度の導入で、当初の計画通りのサービスが提供されていない現状や、東京都清瀬市では図書館統廃合と指定管理者制度の導入をめぐる問題で市民運動が前進しているとの報告があった。

また、東京都目黒区の区民センター建て替え問題では、PFI導入により、住民が望んでいない区立美術館解体や公共施設面積の大幅縮小が計画され、反対運動が起こるなか、入札不調により2年間の見直し期間に入ったことが報告された。

【感想】

民営化で行政が多くの非正規雇用者を生み、消費購買力や公共財など地域活力を奪い、「利益は東京や国外の大企業に流れる点に経済的本質がある」との指摘に、民営化を進める目的が明らかになったと感じた。世界で進む鉄道や電力などの再公



営化の事例も紹介され、反対運動では公園・水道・学校・図書館・保育など横の連携をつくり住民の財産を守っていくことが大切。

帯広市での民営化の検証に活かしたい。